

# 全国首長九条の会ニュース

2020年3月11日 第2号

●発行責任者：事務局長 鹿野文永

●連絡先：〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 神田中央ビル303 九条の会気付

☎03-3221-5075 fax03-3221-5076

メール：[sppn3av9@hyper.ocn.ne.jp](mailto:sppn3av9@hyper.ocn.ne.jp)

## 5・3憲法集会で松下玲子共同代表があいさつします

新型コロナの感染拡大と安倍首相の小中高校一斉休校、そして「緊急事態宣言」のための特措法改定など緊迫した状況ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。今年の5・3憲法集会には、全国首長九条の会共同代表で武蔵野市長の松下玲子さんがメインスピーカーとして登壇することになりました。首都圏の会員のみなさまも是非有明防災公園にご参集ください。

創刊号から2ヶ月、前長野県御代田町長の茂木祐司さんが参加されて会員は130人となりました。この号では、福島県の伊藤寛さんと、結成のつどい以降呼びかけ人になられた、元静岡県掛川市長の戸塚進也さん、元大阪市長の平松邦夫さんの3人の方の投稿を掲載します。

### 草の根の共生関係と 憲法9条

元三春町町長 伊藤寛



「やっぱりそうなんだ」と思いました。新型肺炎の発生による渡航制限で、中国との経済・観光・文化面での交流が、いまや深く根を下ろしている現実を、あらためて確認することができました。日本国憲法は、前文で「諸国民の公正と信義に信頼して我々の安全と生存を保持しようと決意した」と宣言し、第9条で「武力による威嚇や武力行使は行わない」と決めました。草の根レベルにおける近隣諸国との深い結びつきは、新憲法の「平和・共生の理念」に沿って民間レベルで作り上げられてきた「現実」なのです。それは、明るい未来につながるものです。

他方、国政レベルでは、新憲法が発効して日も浅い段階で、米国の冷戦戦略に従属して、安全保障条約を結び、近隣諸国を仮想敵国とする防衛政策をすすめてきました。それによってつくられたのは、「安全保障環境の厳しい現実」でした。それに備えて、さらに「抑止力」(武力による威嚇)を強化しようとしています。そのような新憲法違

反の霸権主義の流れの総仕上げが、9条改正です。それは際限のない軍拡競争につながり、その前途は真っ暗闇です。

以上のような、草の根レベルと国政レベルにみられる「ねじれ現象」は解消しなければなりません。

私たち地方自治体は、「草の根の政府」です。国政レベルの霸権主義には同調せず、「9条の会」にしつかり軸足を置いて、アジア近隣諸国との共生関係の発展に粘り強く努力していく責任があります。

それによって明るい未来を開いていくことが、私たちの心からの願いです。

### 私の人生と憲法観

元掛川市長 戸塚進也



私は家庭の事情で、少年時代から東京町田市にある玉川学園に学び、塾生として小5～高等部卒業まで、創始者で全人教育を唱えた小原国芳先生の特別の配慮で、学園購買部や園長室手伝いで働かせて頂き、日本大学法学部(夜間)に進み、昼間は通産省アルコール事業部で働き、公労協のアルコール専売労働組合本省分会の役員として、神宮の

メーデーにも参加、その後父の家業のある静岡県掛川市で小規模百貨店や酒類卸業で働きながら、市議・県議を経て、衆議院・参議院で 19 年活動した後、60 代で合併後初代の掛川市長を一期つとめました。

市長時代には核兵器のない世界を作ることを目標として、平和都市宣言を議会に提案し可決させ、日本で最初の公立病院の統合に成功し、全国から多数の視察団が訪れております。

この人生の背景から、私が後世の人々の為に遺すべき人生最大の目標の中に、いかなることがあっても現行憲法の 9 条は守り抜くという、生涯を通じての信念を持っております。

自民党青年局長時代には、メーデーの日に党本部の街宣車で「メーデーおめでとうございます。私達の自民党は現行憲法をしっかりと守って参ります」と東京都内をまわりましたが、党本部や先輩方から何等の苦情はありませんでした。有権者の中には「自衛隊の方々に気の毒だから憲法に書くべきだ」との意見を聞きますが、私は全く異なる見解で「平和を守っていることを専業として、戦場に強制的に連れて行かれる自衛隊ではない」これが自衛隊の方々やご家族の方々に最も幸せな人生ではないかと思うのです。

先日の中東へ派遣される船を見送られた時の、若い幼児を連れたお母さんの姿が最も印象に残っております。

## 首長 9 条の会への 参加を促したもの

元大阪市長平松邦夫



去年の 12 月 4 日にアフガニスタンで凶弾に倒れた中村哲医師。中村さんは生前、ことあるごとに憲法 9 条について語っていた。憲法が押し付けられたものだという「言説」を平然と言い放つ人たちが政治の中央にいる現実の中で、中村さんの数々のコメントはそうした流れとは別次元の尊さを感じさせてくれる。

だいぶ前からお誘いを受けていた首長 9 条の会ではあるが、今回、参加させていただくことになったのは「憲法は我々の理想です。理想は守るものじゃない。実行すべきものです。(中略)私はこの国に言いたい。憲法を実行せよ、と」(毎日新聞 2013 年のインタビューから)このような故中村哲医師の強い、毅然とした言葉に後押しされたことによる。

今やこの国は当たり前のことが当たり前でなく、唾棄すべきものが平然と大手を振ってまかり通り、それに対するメディアチェックの甘さも目立つ国になってしまった。

首長経験者としての集まりがどれほどの力になるのかわからないし、何ができるのかもわからない。そして、こうした言葉に触発されるまでは「普通の年寄」で構わないと思っていた自分がいる。

日本国憲法の成立をめぐる議論云々よりは、そこに表現された「精神」をこそ、胸を張って世の中に訴えるべきだとの思いを強くしている。

## 【事務局会議の概要】

- ①12 月 13 日、2 月 7 日と事務局会議を都内で開催し、結成のつどいのまとめを行い、事務局員を確認し、役割分担を決めました。
- ②会員の拡大では、改めて首長・元首長への参加呼びかけの文書を作成。空白県が 16 県あり、各地の九条の会などの協力を得ることや現職にはダイレクトメールを送ることなどを検討することにしました。
- ③そのため、9 条の会、市民団体、労働組合、個人の方々に「賛助会員への参加のお願い」文も作成し、順次送っています。
- ④会員の投稿を中心としたニュースの発行をすすめること、ホームページの作成も検討することにしました。

## 一回費（一口 3 千円）お願いします！

- ・口座記号番号 00190-4-635731
- ・口座名称（漢字） 全国首長九条の会
- ・（カナ）ゼンコククビショウキュウジョウノカイ
- ・振込用紙希望の方はご連絡下さい。